

サプライヤー 基本原則

The Coca-Cola Company

ザ コカ・コーラ カンパニーの 価値観とコミットメント

ザ コカ・コーラ カンパニーの評判は、信頼と尊重の上に築かれています。当社の従業員および世界中のお取引先様の皆様には既にご承知のとおり、私たちはその信頼を得るために、一連の価値の提供に取り組んでいます。私たちが大切にしている一連の価値とは、最高水準の品質、誠実さ、卓越性、法の遵守、および当社が事業展開するすべての地域社会の慣習や文化を尊重することです。

私たちは常に、責任感をもって倫理的に事業を行うことに努めてまいりました。当社は、国連の世界人権宣言や、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関の宣言を含め、国際的な人権の原則を尊重しています。また、積極的に国連グローバル・コンパクトに参加しています。このような私たちの価値観は、当社の「人権に関する声明」と「職場の権利に関する方針」に成文化されています。

これらの国際的な原則を認識することは、豊かな職場環境の実現と、すべての人権の尊重、環境保全、当社が事業を展開する地域社会の充実に向けた当社の取り組みと一致しています。

サプライヤー基本原則 - 当社の価値観の反映

サプライヤー基本原則 (SGP: Supplier Guiding Principles) は、ザ コカ・コーラ カンパニーの人権および職場の責任プログラムを支える大きな柱となるものです。ザ コカ・コーラ カンパニーは、良き企業市民であることが事業の長期的な成功に不可欠であり、私たちの職場はもろろんのことながら、当社の事業に直接供給を行う認定サプライヤーの職場内の関係や行動にも反映されなければならないと考えています。当社では、この信念に基づいて、これらのプログラムを推進しています。

私たちは、商慣行に影響を与える法律、習慣、経済状況は国や地域によって異なることを理解した上で、すべての人権を尊重するというコミットメントをはじめとして、共通の価値観を持つことが、ザ コカ・コーラ カンパニーとサプライヤーとの関係の基礎となるものとして重要であると考えます。サプライヤー基本原則は、当社の価値観と期待を示すものです。この基本原則では、該当する環境法や現地の労働法および規則を最低限遵守する、責任ある職場の方針と実践の重要性を強調しています。以下に概説する原則には、当社が自らの方針に掲げ、維持している価値観が反映されています。私たちは、当社と直接取引を行うサプライヤーの皆様に対して、これらの基本原則の精神と意図を理解していただき、人権尊重の意識を徹底されることを期待しています。

結社の自由と団体交渉の権利

従業員が報復、脅迫、嫌がらせを恐れることなく、労働組合に参加・不参加、または労働組合を結成する権利を尊重すること。従業員が法的に認められた労働組合の組合員である場合、従業員の自由意志によって選ばれた代理人と建設的な対話を持ち、誠意を持って交渉に臨むこと。

児童労働の禁止

適用される法律や規制で定められた最低就業年齢条件に従うこと。

強制労働と労働者虐待の禁止

従業員の身体的虐待を禁止し、囚人労働、年季奉公労働、債務労働（債務奴隷）、軍による強制労働、奴隷労働などの、あらゆる形態の強制労働の使用および人身売買を禁止すること。

差別の撤廃

差別や身体的または言葉による嫌がらせのない職場を維持すること。人材募集、雇用、人事配置、研修、報酬や昇進は、資質、業績、技能および経験に基づくものでなければならない。

労働時間と賃金

業界や地域の労働市場に見合った報酬を支払うこと。賃金、労働時間、時間外勤務、福利厚生に適用される法律に完全に準拠して事業を運営すること。従業員にスキルと能力を開発・育成する機会を提供し、可能な場合は昇進の機会を与えること。

安全で健全な職場環境の提供

安心して働ける、安全かつ健全な職場を提供すること。事故、負傷、健康上の危険性を最小限に抑え、生産性の高い職場を維持すること。

環境保護

環境を保護・保全する方法で業務を遂行すること。適用される環境法令や規制を遵守すること。

誠実なビジネス

関連法を尊重し、賄賂や不正行為を避け、誠実に事業活動を行うこと。

苦情処理と救済

報復を恐れることなく、苦情を提起し、懸念が適切かつ適時に対処されることを保証するメカニズムを労働者に提供すること。

管理システム

すべての人権に対するコンプライアンス（法令遵守）と尊重を確実にする行動を律するために、適切かつ効果的なシステムを設けること。

サプライヤー基本原則

準拠法および基準の遵守

私たちは、すべての人権を尊重する当社のコミットメントをサプライヤーの皆様と共有していきたいと考えています。ザ コカ・コーラ カンパニーのサプライヤーとザ コカ・コーラ カンパニーの認定サプライヤーは、業務全般において、最低限、以下の基準を満たす必要があります。

法と規制

サプライヤーは、当社の製品および供給品の製造と流通において、また、サービスの提供において、適用されるすべての現地および国内の法律、規則、規制、要件を遵守すること。

児童労働

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の児童労働法を遵守すること。

強制労働

サプライヤーは、強制労働、債務の代償としての労働、囚人労働、軍による強制労働や拘束労働およびいかなる形態の人身売買も行わないこと。

労働者の虐待

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の従業員の虐待に関する法律を遵守し、従業員への身体的虐待を行わないこと。

結社の自由と団体交渉の権利

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の結社の自由と団体交渉に関する法律を遵守すること。

差別

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の差別に関する法律を遵守すること。

賃金と福利厚生

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の賃金と福利厚生に関する法律を遵守すること。

労働時間と時間外勤務

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の労働時間と時間外勤務に関する法律を遵守すること。

健康と安全

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の健康と安全に関する法律を遵守すること。

環境

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の環境に関する法律を遵守すること。

誠実なビジネス

サプライヤーは、適用されるすべての現地および国内の法律を遵守し、賄賂や不正行為を行わないこと。

コンプライアンスの実証

サプライヤーは、ザ コカ・コーラ カンパニーの要請において、サプライヤー基本原則の遵守を実証できること（当社が十分と認めるものでなければならない）。

国際労働機関（ILO）の8つの中核条約が、現地の法律よりも高い基準を設定している場合は、サプライヤーはILO基準を満たす必要があります。これらの最低要件は、ザ コカ・コーラ カンパニーとその直接および認定サプライヤー間のすべての合意の一部です。当社はサプライヤーに対して、サプライヤー基本原則の遵守を確保するために適切な内部ビジネスプロセスを策定し、実施することを期待します。

当社は、サプライヤーのSGPへの遵守を評価するため、独立した第三者機関を定期的に利用しています。評価には通常、従業員や現場の非正規労働者との内密の面談が含まれます。サプライヤーがSGPの要件のいずれかの側面の遵守を怠った場合、サプライヤーには是正措置の実施が求められます。当社は、SGPの要件を維持していることを示せないサプライヤーとの契約を終了する権利を留保します。

詳細または本書を別の言語でご覧いただく場合は、ウェブサイト www.thecocacola.com にアクセスしてください。